

御殿場市民交流センター メールボックス利用申請書

次の利用条件を承知の上、御殿場市民交流センターメールボックスの利用を以下のとおり申請します。

- 〔利用条件〕 ●利用するメールボックスの汚損に十分注意して使用すること。
- メールボックスには金券や有価証券を含む金品類を入れてはいけない。
 - メールボックス内の物品の破損や紛失については借用者の自己責任とする。
(御殿場市民交流センターでは物品の保証できません)
 - 法律、施設内ルール、公序良俗等に反する利用であると市民交流センターが判断した場合は、即時利用の承認を取り消す。
 - 故意により破損した場合は実費を弁償すること。
 - 利用申請は月単位とするが、1年度ごとに新規の申請書の提出が必要になる。

令和 年 月 日

(ふりがな) 団体名	()		
責任者	ふりがな () 氏 名	TEL	— —
		FAX	— —
	住 所	メール	

-----以下、市民交流センター記入欄】-----

【メールボックス申請記録（利用料は無料）】 ※申請可能期間は最大 2029 年 3 月 31 日まで

受付日	メールボックス No.	利用申請期間	処理者	備 考
/		令和 年 月 ~ 令和 年 月 (年 ヶ月)		
/		令和 年 月 ~ 令和 年 月 (年 ヶ月)		
/		令和 年 月 ~ 令和 年 月 (年 ヶ月)		

☆申請の都度コピーを借用者に渡す。

御殿場市民交流センター TEL 0550-70-6800
 FAX0550-70-6810
 メール info@gotemba-sk.jp

受 付 印